

# 電気自動車及び燃料電池自動車の普及促進に向けた 大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正について

平成26年11月  
大阪府環境農林水産部  
環境管理室交通環境課

## 1. 流入車規制について

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、平成21年1月から府内の対策地域（37市町）において、「適合車等標章（ステッカー）の表示」による「車種規制適合車等の使用義務」の遵守・徹底を図り、自動車から排出される窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の総量が多いバスやトラック、貨物自動車の発着を規制し、大気環境の改善に取り組んできた。

本条例の規制対象となる自動車については、「自動車NOx・PM法」に依拠していることから、「排気ガスゼロ」の電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）などについても規制対象となりステッカー表示が必要となる。

## 2. EVやFCVの実用化

- ・ 本年10月に、日産自動車から、貨物タイプ（1ナンバー）としては初めてのEVが一般向けに販売された。
- ・ FCVについても、今年度内にトヨタ自動車からセダンタイプのFCVが一般向けに発売される予定であり、さらにFCバスについては、平成28年の市場導入を目指して、トヨタ自動車と日野自動車が共同で開発中。



日産 貨物タイプEV  
(出典：日産HP)



トヨタ・日野 FCバス  
(出典：トヨタHP)

## 3. 条例改正の趣旨

- ・ 「電気自動車（内燃機関を有しないもの＝EV・FCV）」を流入車規制の対象自動車から除外する。
- ・ 条例改正を「『排気ガスゼロ』のEV・FCVはステッカー表示（貼付）不要」というPRの機会とする。

## 4. 条例改正の予定

- ・ 平成26年12月に開催する定例府議会に条例改正案を提案し、可決いただければ公布とともに施行。